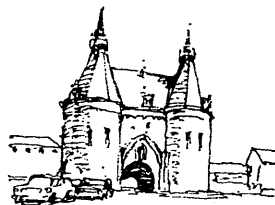


スウェーデンの失業者と年金保険



スウェーデンの労働組合総同盟(LO)は、政府に提出した覚書で、年金制度の一部改正を要求した。この要求は、失業時には、63歳で年金の早期受給を認めよ、という内容を含んでいる。

通常、一般的な年金年齢は67歳で、LOによる要求によれば、この特殊な早期年金は、長期間にわたり失業中の者、産業の構造的変化によりはじき出され、適職に就くのが困難な者などにも、支給を認められるべきである、としている。

LOは、その覚書で、現在実施されている早期年金の支給が、医療と余り結びつけられていないことを指摘している。要求された特殊なこの早期年金にかんする限り、この医療

の部分が、年金に次いで重要性を与えられるべきであると、LOは指摘している。

LOのこのような要求を受けた政府は、現行制度について、改正の可能性を早急に調査することを、国民保険委員会に指示した。LOの希望では、この改正が1970年に法案となることが、期待されている。

ところで、この国の労働市場をみれば、1967年末と1968年の第1・四半期は、やや高い失業が記録されていた。しかし、1968年には、1月に登録された64,000人の失業を頂点として、その後、季節的な影響により、労働市場の状況は好転し、6月には、求職者が28,870人(対前年比4,600人減)記録されていた。この求職者に対して、47,000人の求人がある

り、6月の状況では、求人が求職者数をはるかに上まわっていた。

ちなみに、1967年の年末における労働市場では、同年に17,000人の外国人がこの国を去り、13,000人が入国し、結局、4,000人が減少したことになるが、1968年にこの国で雇用されている外国人は、約17万人とみられている。

(資料LOからの通信)

(平石長久 社会保障研究所)